

長 監 査 委 第 37 号

令和7年(2025年)9月18日

長門市長 江 原 達 也 様

長門市監査委員 岡 村 節 子

長門市監査委員 吉 津 弘 之

職員の賠償責任に関する監査結果について（通知）

令和7年7月22日付長企総人第156号で依頼のあった地方自治法第243条の2の8第3項の規定に基づく職員の賠償責任に関する監査を長門市監査基準に準拠して実施したので、その結果を通知します。

山口県収入証紙亡失に係る職員の賠償責任に関する監査結果について

1 事件の概要

令和7年7月2日、会計課が販売する山口県収入証紙（以下「県証紙」という。）の月末締め処理のため、6月分の集計表上の残数と県証紙の残数の照合を行った際、額面金額1万円の県証紙の残数が33枚であるべきところ30枚しかなく、3枚（3万円分）を亡失したものの。

2 監査の期間

令和7年7月22日から令和7年9月17日まで

3 監査の方法

監査請求に基づき、事実の有無について監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定するため、県証紙に関する書類の提出を求めこれを調査し、会計課執務室内の現地調査を行うとともに、関係職員から聞き取りを行った。

4 監査の結果

（1）損害発生の実事の有無

市長から提出のあった令和7年7月22日付長企総人第156号文書、同年8月20日、22日及び25日に実施した監査委員監査等に基づき、額面金額1万円の県証紙が3枚亡失し、市が損害を被った事実があると認める。

（2）賠償責任の有無

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の8第1項において、「会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。」と規定されていることから、次のとおり判断した。

ア 判断対象となる職員

会計管理者及び会計管理者の事務を補助する職員である出納員並びに分任出納員

なお、出納員となる職については、長門市出納員等に関する規則（以下「規則」という。）第2条により、会計課では課長、課長補佐、主査と規定され、委任事務については、規則第3条により、県証紙の保管及び出納が規定されている。

分任出納員となる職については、規則第4条により、会計課では出納員に任命された者を除く会計課の職員と規定され、委任事務については、規則第5条により、県証紙の保管及び出納が規定されている。

イ 判断対象となる事実

令和7年5月30日から令和7年7月2日までの間に額面金額1万円の県証紙を3枚亡失した行為

ウ 故意又は重大な過失の有無

長門市県収入証紙調達基金に属する県証紙は、法第243条の2の8第1項の「物品（基金に属する動産を含む。）」に該当し、物品を亡失し、又は損傷をしたときの同条に基づく賠償責任については「故意又は重大な過失」を要件とする。

したがって、本事件において対象職員に賠償責任があると言えるためには、「故意又は重大な過失」が認められることが必要となる。

重大な過失とは、わずかの注意さえすれば容易に結果を予測することができ、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらず、これを怠った状態、乃至わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものとされている（最高裁平成20年11月27日判決、最高裁昭和32年7月9日判決参照）。

認定した事実に基づき、判断対象となる職員について、次のとおり判断した。

まず、亡失の原因は不明であり、対象職員のいずれにも県証紙の亡失に係

る故意は認められない。

次に重大な過失の有無について検討する。

①会計管理者兼会計課長（会計課長は出納員）について

法第 170 条により、会計管理者は当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどるとされており、その事務の一つに物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管がある。

会計課長は、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する立場にある。県証紙の保管及び出納については、歳入担当者の分任出納員に委ねており、県証紙販売の窓口業務、入金処理、支所・出張所への送付など具体的な実務には直接、関与していなかった。

本事件発覚前においては、長門市県収入証紙調達基金条例施行規則（以下「施行規則」という。）に定められている県収入証紙調達基金整理簿（以下「基金整理簿」という。）を備えておらず、また、基金整理簿でなく従来から代用されてきた集計表であっても、残数を毎日あるいは入金毎に確認して集計表と照合するという仕組みになっていなかったことや亡失の原因が究明できない事態に陥っていることから、県証紙の管理体制に不備があったと言わざるを得ない。

しかしながら、売りさばき時や支所・出張所への送付時には2名で枚数を確認していたこと、確認の際は県証紙を手に取り裏に余分の県証紙が貼り付いていないかなどを確認していたこと、支所・出張所への送付においては支所・出張所側からの受領確認を得ていたこと、毎日の売りさばき実績と現金の合致を確認していたこと、保管環境としては、木箱で金種ごとに管理し、木箱の扱いも業務時間外は金庫室内の金庫に保管されていたことからすれば、亡失を防ぐための対策は一定程度行われており、また、これまでに県証紙の亡失事案はもとより亡失のおそれがあったといういわゆるヒヤリハット事案は発生していなかった。

これらの状況においては、会計管理者兼会計課長がわずかな注意さえすれば県証紙が亡失するという事態が発生することを容易に予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたものということは困難である。

したがって、会計管理者兼会計課長に重大な過失があったとは認められない。

②会計課長補佐（出納員）について

会計課長補佐は、課長を助け、課の事務を処理する立場にある。県証紙の保管及び出納について関与しているのは、売りさばき及び売りさばき時の枚数確認程度である。

会計管理者兼会計課長と同様、県証紙の管理体制に不備があったと言わざるを得ないが、亡失を防ぐための対策は一定程度行われており、また、これまでに県証紙の亡失事案はもとよりヒヤリハット事案は発生していなかった。

これらの状況においては、会計課長補佐がわずかな注意さえすれば県証紙が亡失するという事態が発生することを容易に予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたものということは困難である。

したがって、会計課長補佐に重大な過失があったとは認められない。

③会計課主査（出納員）について

会計課主査は、上司の命を受け、所属の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する立場にある。県証紙の保管及び出納について関与しているのは、通常時の金庫からカウンタ下への木箱の移動の他、売りさばき及び売りさばき時の枚数確認程度である。

会計管理者兼会計課長及び会計課長補佐と同様、県証紙の管理体制に不備があったと言わざるを得ないが、亡失を防ぐための対策は一定程度行われており、また、これまでに県証紙の亡失事案はもとよりヒヤリハット事案は発生していなかった。

これらの状況においては、会計課主査がわずかな注意さえすれば県証紙が亡失するという事態が発生することを容易に予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたものということは困難である。

したがって、会計課主査に重大な過失があったとは認められない。

④会計課主任（分任出納員）について

会計課主任は、歳入担当者であり、売りさばき以外に支所・出張所への送付、日締め作業、入金作業、月締め作業などの一連の県証紙調達基金に関する事務を委ねられており、会計課所有のマニュアルに基づき、県証紙調達基金に関する事務を行っている。

まず、亡失の原因は不明であるが、施行規則に定められている基金整理簿を作成していなかったこと、また、基金整理簿でなく従来から代用されてきた集計表であっても、月末の1回の入力に止まり、残数を毎日あるいは入金毎に確認して集計表と照合するという確認作業を行っていなかったことは亡失原因の究明を困難にした可能性が高く、事務処理に不備があったと言わざるを得ない。

しかしながら、売さばき時及び支所・出張所への送付時には2名で枚数を確認していたこと、確認の際は県証紙を手に取り裏に余分の県証紙が貼り付いていないかなどを確認していたこと、支所・出張所への送付においては支所・出張所側からの受領確認を得ていたこと、毎日の売りさばき実績と現金の合致を確認していたこと、保管環境としては、木箱で金種ごとに管理し、木箱の扱いも業務時間外は金庫室内の金庫に保管されていたことからすれば、亡失を防ぐための対策は一定程度行われており、また、これまでに県証紙の亡失事案はもとよりヒヤリハット事案は発生していなかった。

これらの状況においては、会計課主任がわずかな注意さえすれば県証紙が亡失するという事態が発生することを容易に予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたものということは困難である。

したがって、会計課主任に重大な過失があったとは認められない。

なお、マニュアルには「締めは月末に行うことになっているが、適度に在庫の確認と基金残の照合を行った方が管理が簡単になる。」との記載があるが、前提として具体的な作業内容や時期を指示する記載はなく、担当者に委ねられていた。また、管理を簡単にするためのアドバイスとして記載されたものであり、この記載に従っていれば亡失を防げたというものでもなく、この記載によりこれを怠ると県証紙の亡失が発生するとまで容易に予見することのできる記載内容ではないため、この記載に従わなかったことをもって重大な過失を認定することもできない。

⑤会計課事務職員（分任出納員）について

会計課事務職員両名は、県証紙の保管及び出納について関与しているのは、売りさばき及び売りさばき時の枚数確認程度である。

監査の結果、売りさばき及び売りさばき時の枚数確認作業において、不備と

なる事実は認められなかった。

したがって、会計課事務職員のいずれにも重大な過失があったとは認められない。

⑥会計課会計年度任用職員（分任出納員）について

会計課会計年度任用職員は、売りさばき、売りさばき時の枚数確認、支所・出張所への送付及び入金時の売上金額・枚数や木箱内の残数の確認等に関与しているものの、主にマニュアルに従って、又は会計課職員の指示を受けてこれらの業務を行う補助的な立場にあった。

監査の結果、会計課会計年度任用職員の行った上記作業において、会計年度任用職員として求められる業務を遂行しており、不備となる事実は認められなかった。

したがって、会計課会計年度任用職員に重大な過失があったとは認められない。

（３）監査結果に関する意見

監査の結果、県証紙が亡失した事実は認められるが、上述のとおり、具体的な原因は究明できなかったことから対象職員に故意は認められず、また、重大な過失があったとも認められないため対象職員に賠償責任は無い。

県証紙は地方自治法上「物品」と扱われ、職員の賠償責任を判断する上では法令及び判例等に則り上記の結論となったが、一方では県証紙は金券類の一種であり、換金手続の煩雑さから流通性は低いものの、県に対する手数料や使用料の支払などの用途面においては現金と同じ価値を有するものであるから、組織として厳重な管理体制が求められるものである。

本事件当時の管理体制は、施行規則に定められている基金整理簿を備えておらず、また、基金整理簿ではないにしても代用していた集計表は月１回の入力に止まり、日々の異動状況を記入することとはなっていなかった。それ故に亡失原因の究明が困難となった可能性が高く、組織として、県証紙調達基金に関する事務の管理体制について改善を図る必要がある。

本事件を受けて、会計課においては、金庫室の開閉時間の変更や木箱内の県証紙等の保管状態の見直しを行うとともに、売りさばきごとに枚数、金

額に加えて対応者、確認者を記録したうえ、日々、基金整理簿及びその内訳表により県証紙の残数を確認する取扱いに改めている。

これにとどまらず、県証紙調達基金に関する事務全般の管理体制を再度確認するなど組織として県証紙調達基金に関する事務の改善に取り組むとともに、それが時間の経過に伴って後退することのないようマニュアルの再整備をはじめ定期的な検証や見直しなど適切な管理体制を維持する仕組みを構築し、県証紙調達基金に関する事務が適切に執行できるよう、有効性及び持続性を有する内部統制の強化を図られたい。

最後に、このたびの事件は、公金の支払い等に関して審査を行っている部署で起きたことであり、市組織全体として猛省し、このような事態を二度と発生させないよう再発防止に向け、取り組まれることを強く要望する。